

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム松栄荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 サンピア が開設する指定短期入所生活介護特別養護老人ホーム松栄荘 事業所(以下「指定短期入所生活介護松栄荘事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者(以下「短期入所生活介護従業者」という。)が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 特別養護老人ホーム松栄荘
2. 所在地 常陸太田市箕町9 1 1番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名(兼務)
3. 生活相談員 1名(兼務)
4. 看護職員・介護職員 4名以上
5. 機能訓練指導員 1名(兼務)
6. 栄養士 1名(兼務)
7. 事務員(兼務)
必要な事務を行う。

(短期入所生活介護の利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は、1日10名とする。(ユニッ

ト数1、入所定員10名)但し、指定介護老人福祉施設の定員に空きベッドが出来た場合には、その空きベッドを指定短期入所生活介護として利用できるものとする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護の場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、該当指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

1. 入浴、排泄、着替え、整容等の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 利用者及びその家族に対する相談及び支援
6. レクリエーション行事

2. 指定短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

1. 厚生大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
2. 送迎に要する費用(厚生大臣が別に定める場合を除く。)
3. 食費・居住費
1日あたり

	食 費	居住費(滞在費)
ユニット型個室	朝食：400円 昼食：525円 夕食：520円 1日合計1,445円	2,006円

4. 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行

っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第8条 短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。(年2回)
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者を管理者とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 集団生活の中で、施設の生活リズムや生活様式に無理に適応しようとすることはないが、他の利用者に迷惑になるような行為は慎む。

(通常を送迎の実施地域)

第10条 通常を送迎の実施地域は常陸太田市、常陸大宮市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 指定短期入所生活介護の事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をする。
5. 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

6. 会計期間は毎年4月1日から翌3月31日とする。

7. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人サンピアと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は平成12年4月1日より施行する。

平成17年10月1日 一部改正

平成25年 4月1日 一部改正

平成26年 4月1日 一部改正

平成27年 8月1日 一部改正

令和 元年10月1日 一部改正

令和 6年 3月1日 一部改正